

# 令和5年度 大分県最低賃金審議会専門部会

- 1 日時 令和5年8月10日（木）午前10時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）  
公益代表：井田 雅貴、松隈 久昭  
労働者代表：鹿嶋 秀和、藤本 雅史  
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、藤野 久信
- 4 事務局  
大分労働局：斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長  
田口 賃金室長補佐
- 5 議題  
(1) 金額審議  
(2) その他

## 6 議事録

### 賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、田中委員、稲福委員から欠席のご連絡をいただいております。

このため、本専門部会は、7名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしく願いします。

### 部会長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

議題1「金額審議」に入ります。

残念ながら、前回では結審に至らなかったところですが、最初に、

前回 3 回目の金額審議の概要を申し上げますと、

労側からは、

- ・近隣県との格差について、特に福岡県との差が46円あり、同等のとなるとは考えないが、審議にあたり考慮する必要があること
  - ・他の近隣県の審議状況も参考とする必要があること
- などのご意見がありました。

一方、使側からは、

- ・賃金を引き上げなければならないことは十分に理解しているが、とはいつつも、最低賃金ぎりぎりでないでないと雇用をできない中小事業場があるので、そのような事業場の状況も考慮しなければいけないこと
  - ・近隣県の状況も参考とする必要があること
- などのご意見がありました。

本日は、4 回目の金額審議となります。

本日は審議を尽くして取りまとめを行いたいと思います。労使委員の皆さま、ご協力をお願いします。

まずは、全体会議の場で、何かご発言やご意見がございましたら、お願いします。

労側委員いかがですか。使側委員いかがですか。

### 【意見なし】

それでは、公労会議、公使会議に入りたいと思います。

まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、前回と同様、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の雇用環境・均等室奥の委員会室を、使用者側委員の皆様は、3階職業安定部の会議室を控室として用意

しています。事務局でご案内します。協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしく願いいたします。

部会長

最初に、使側から、ご意見をお聞きしたいと思います。  
労側は、控室にご移動をお願いします。

それでは公使会議を始めます。

(二者会議)

部会長

それでは、議事を再開します。労働者側委員、使用者側委員より、それぞれ今回の改正に対する考え方、引上げ額等をお伺いした上で、結論が得られるように公益で調整を行いましたが、意見の一致は得られませんでした。

よって、改正決定を行うため、採決により改定額を決定したいと思います。

採決に当たり、公益委員の見解を述べたいと思います。

・大分はCランクの中で総合指数がトップであり、それに見合った改定額とすることが適当であると考えること。

・消費者物価指数については、大分はCランクの平均より下回っているものの、価格転嫁が進んだ場合には、消費者物価の上昇もありうるどころであり、その場合、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていくと考えられること。

一方、最低賃金の改定に当たっては、並行して価格転嫁が進むことが非常に重要であり、政府においても価格転嫁対策に強力に取り組むことが必要であると考えます。

・最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活の保障のためには、一定の程度の影響のある改定額とすることが適当であること。一方で、その影響が大きすぎることとなれば県内企業の経営に支障を来すおそれが

あることから、その点も考慮する必要があること。

・大分県以外への人材の流失の防止や優秀な人材を確保し定着を図るためには、地域間格差、すなわち最低賃金の最高額と最低額の比率のみならず「額差」についても縮小する必要があると考えること。

・使用者側からも示されたように、県内企業の中で、特に小規模事業者は、賃金支払能力の面で厳しい状況であることは十分理解できるが、最低賃金法における通常の事業の賃金支払能力については、中央最低賃金審議会の目安答申において「・・・個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。」とされているところである。この点、県内の経済・雇用情勢について、各種指標によるに、まだ厳しい部分はあるものの、平均的には概ね回復傾向にあり、今後もその傾向は続く状況にあること。

一方、賃金支払能力の観点で厳しい状況にある小規模事業者に対しては、政府等による支援が行き届くとともに、支援策の一層の拡充が必要であると考えます。

それでは、採決に移ります。

改正する大分県最低賃金について、本年度の最低賃金の改定額は、現行の時間額854円から45円を引き上げ、899円、引き上げ率5.27%とすることに、

賛成の委員は、挙手をお願いします。

賛成 3 名

反対の委員は、挙手をお願いします。

反対 3 名

賛成3名、反対3名、賛成反対同数となりましたので、審議会令第5条第3項、第6条6項の規定により、可否同数のときは、部会長の決するところによることとなっております。

部会長として、採決事項に賛成しますので、45円を引き上げ、899円

とするように決めます。

したがって、大分県最低賃金の時間額は、現行の854円から、45円を引き上げ、899円、引き上げ率5.27%とすることとして、本審議会に報告することといたします。

この報告は、本日の午後4時00分からの審議会で行うこととなりますので、よろしくお願ひします。

以上で、本専門部会の審議はすべて終了し、これまでの審議結果を報告書にまとめ、審議会あて提出することになります。

事務局は、報告書の（案）を配付し、読み上げをお願いします。

賃金補佐

**【報告書（案）を読み上げ】**

部会長

この報告書（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

大塚委員

使用者側から要望した事項についてですが、業務改善助成金、ものづくり補助金等、国及び県の助成金制度についてはその活用について広く周知に取り組むとともに、真に支援が必要な小規模・零細企業等が活用しやすい制度となるよう改善に向けた検討を行うこと、とありますが、後半の部分を、検討を行うこと、ではなく、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、さらに活用しやすい制度となるよう、改善に取り組むこと、としてはいかがでしょうか。

部会長

ただいまの大塚委員のご意見について、労側委員から何か御意見等はありませんか。

**【異議なし】**

そのほかの委員の皆様もご意見等ありませんか。

**【意見なし】**

その他に、報告書（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

藤野委員

同じく要望事項についてですが、原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して価格転嫁しやすい環境整備対策の一層の推進を図り、賃上げの原資の確保に向けた取組を継続的に実施すること、ということですが、最後の部分を、賃上げの原資の確保に向けた取組を強力に実施すること、という表現にしていただけないでしょうか。

部会長

ただいまの藤野委員のご意見について、労側委員から何か御意見等はありませんか。

【異議なし】

そのほかの委員の皆様もご意見等ありませんか。

【意見なし】

その他に、報告書（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

それでは、ただ今の両委員のご意見を修正した形で、本専門部会における審議の結論として、本報告書を審議会に提出してよろしいでしょうか。

【意見なし】

それでは、本報告書は審議会に提出することとします。  
事務局から、審議会の日程について説明をお願いします。

賃金室長

本日、本審を午後4時00分から当会議室におきまして、開催いたします。

よろしくお願いたします。

部会長

以上で本専門部会の審議はすべて終了しますが、本年7月27日の専門部会設置以来、各委員におかれましては、大変お忙しい中、調査・審議に御協力いただいたことについて、感謝申し上げます。

最後に、本日の議事録確認委員は、藤本委員、大塚委員にお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。

確認委員	部会長	井田 雅貴
	労働者側委員	藤本 雅史
	使用者側委員	大塚 浩